

「三条教則」 關係資料（八）

本号は

○ 『教則三条大意童蒙拝弁』 東 将胤 (明治六年五月)

○ 『童蒙教則往来』 鈴木 礼 (明治六年五月)
の二点を収める。

『教則三条大意童蒙拝弁』東 将胤（明治六年五月）

本書は一冊、墨書、和装仮絲綴、表紙右上部に墨書で「教法叢書」と書いてあり、中央に書名「教則三条大意童蒙拝弁」と書いてある。そのあと本文が続ぎ、全九丁より成る。本文末尾に「明治六年癸酉五月 東将胤」とあり、名前の下部に、本書の著者である東将胤の花押がある。また本文には少々虫喰がみられる。

著者東将胤の経歴については、これを詳細にしないが、本文の冒頭に「下総国式内老尾神社」とあることにより、千葉県八日市場市の老尾（おいお）神社ゆかりの人物であったことがわかる。

著述の意図については、書名や本文末尾の一文から童蒙子女の教育にあったことがうかがえる。しかし、本文の内容からみると童蒙用とするかぎりにおいては少々難かしい語句や表現がかなり存する。それよりも、本書は東の心境をそのまま吐露したものとみる方が、むしろ自然であろう。

なお、翻刻については國學院大學「河野省三博士記念文庫」所蔵本に依った。

『童蒙教則往来』鈴木 礼（明治六年五月）

本書は版本、一冊、袋絲綴、表紙題簽に「童蒙教則往来 全」とあり、見返しに「官許 明治六年五月 童蒙教則往来

東京 二書堂梓」とある。巻頭に三条教則と「序」（二丁）があり、次いで本文二十丁が続く。全二十二丁。巻末に「東京書肆」として以下の各版元の名を載せる。「通一丁目須原屋茂兵衛、同二丁目山城佐兵衛、同所小林新兵衛、川瀬石町村上勘兵衛、芝神明前和泉屋吉兵衛、同所和泉屋市兵衛、浅草茅町須原屋伊八、大伝馬町一丁目三家村佐平、通油町藤岡屋慶次郎、馬喰町二丁目森屋治兵衛、神田須田町和泉屋勘衛門、本石町十軒店鈴木喜右門、大伝馬町三

丁目袋屋亀治郎、浅草広小路朝倉久兵衛、同須賀町山本庄兵衛。

著者の鈴木礼なる人物についての詳細は存知しないが、本文末尾によって、号を五湖と称していたことがわかる。書名について言えば、三条教則の衍義書は数多いが、本書のように「往来」という名を冠したものはおそらくこれだけではないだろうか。その意味で珍らしいものと言えよう。往来物の印行という点にかぎって言うならば、江戸期よりむしろ明治初年の方が多かったとされていて、本書もその一つとして挙げられようが、ただ実際に本書がどの程度往来物として使用されたのか、という点については不明である。

また体裁の面では、本書は童蒙用の往来として書かれたものだけに、文字がかなり大きく、読みやすさの利便を考慮して一丁八行（半丁四行）で、一行九字程度、ほぼ総ルビとなっている。

さらに、内容も「序」に「神官僧侶其他各派ノ学風ニテ其所説ハ各々異ナルコト有ト雖トモ……」とあるように、あくまで童蒙用教科書であることを配慮して一宗一派に偏するような内容ではなく、わりに一般的なであり、通俗的な神祇観、倫理観、国家観を示しているようにみられる。童蒙にとつて判読困難な語句もなく、平易な表現が多いのも本書の一つの特徴と言えるだろう。

なお、翻刻については國學院大學「河野省三博士記念文庫」所蔵本に依った。

(二三宅)

凡 例

凡例については前号にしたがった。

『教則三条大意董蒙拜弁』 東 將胤 (明治六年五月)

教則三条大意董蒙拜弁

下総国内老尾神社旧社務 東將胤謹上

敬神愛國之旨ヲ体ス可キ事

敬神とは、神祇を崇敬し、祭祀を専にするを云。愛國とは、其國を思ひ奉るを云なり。夫は神代の昔、この葦原中国甚く喧ぎて、悪神妖鬼ども多なり。故是以て、掛巻も畏き天照大御神高天原に大座坐、詔おふせ給ひて、經津主神、健御雷之男神、二柱を天より降し、其大国主神に事問はしめ、荒振神等を撥平、天下悉く帰順マツロハスしめて、竟に皇孫邇々芸命に八咫鏡、天叢雲劍、八尺勾玉、この三種の神器を授け奉り、天津日嗣の御璽とし、この御鏡をば吾が御魂とし、天下所知食大宮の同じ御床に齋奉りて國民を治めよと言依し給ひ、豊葦原水穗國は吾か御子の継々王と坐すべき國なり。宝祚の隆盛なる天壤と与に

窮み無るべしと詔たまひて、筑紫の日向の高千穂の峯に天降し、皇基を立給ひ、神器を御伝ひ坐て、万皇不易に天下を統御し給ひる御事ミコトノコト、外邦に比類なく、いともく尊き御事にぞ有ける。偕て御々世々の天皇命天下を平治し、國民を撫育し給ふ。御政事の本源、先つ天神地祇を重く崇祠し、次に億兆を治め賞罰を下し給ひる御事ミコトノコト、所謂祭政一致にして、皇上敬神の御行ひなり。治國安民の叡慮は愛國の御旨を体させ給ふ御事なり。阿奈可畏。然れば臣下に至り、貴賤衆庶孰も此旨を体し、片時も兪忽に思ふこと勿れ。夫れ人は天照大御神の大御光華の中に生まれ、天皇命の大御恵を蒙りて生育し、その人となるものなり。然るは無辺の虚空を明かにし、赫々として天地を照徹します大御光華頂き奉りて、人々万業を心の俣に尽し、貧富其分限に應し、其樂みを樂て世にある事、悉皆御恩頼にあらざると云事なし。稻穀木材都ての産物、その土地によりて生ずる物、天照大御神の大御光華の幸にして、天皇命の物にあらざるはなし。故に人一日も、神皇の大御恵にあらざれば魚の水に放る、が如し。其御恩徳仰て明察し、伏て能思ふべし。天皇命は天照大御神

の御正統に座坐、則現世の神に御座坐なり。億兆の諸人此御恩頼を尊み弁へて、常に神祇を尊崇し、世業を勤へし。これ自ら敬神の行ひなりかし。庶人に至り愛国の旨を体すへきとは、其身の分に応し、御国の御為になり侍らむ事を心に懸、先づ農夫は能く耕し、稲穀は更なり。

其外は地味の厚薄によりて相応するものを数多作り、其成らざる処へは是を送り、吾か里に成らず他郷にて生立ものは請求め、其品々を互にして、郷里の賑ふことを旨とし、商価は高利を貪らずその事にうときとてもうととき人を掠めず、心正しく実情を専として物を商ふへし。しからざれば、終には神明の冥罰を蒙り、その身を破滅するのみならず、土地の衰微に至ることあらば、愛国の旨にも違ひて大なる罪なり。こは深く慎むへし。

天理人道ヲ明カニ為ヘキ事

天理とは万世不変の大道にて、即神理なり。そは天地の初発の時、高天原に成神、名は天之御中主神この神の御霊によりて二柱の御産巢日神、次々に神伊邪那岐、伊邪那美神現出たまひて国土を生み、万の物を造り、神を生

み人をも生み、いや果に天照大御神と健甕須佐之男大神を生み給ひ、広大の神功を立、其限りなき神の御量以て、この天地のまに／＼万の事を始め給ひしにて、自然なる神業なりかし。是を以て天理となも云なり。また世人の微運にして、さまざまの事のあるなをも、天命なりと云も、この天理と云も、その天と云言を添て云は同じさまにて、天命としもいふは、幽冥の神の行ひ給ふ業にて、懲悪勸善の神慮なり。天理と云事は、神の始め給ひし大道にて、世うつり、時変るとも動くことなし。前条にも少か引挙て云し大国主神のみもとに、経津主神、健御雷之男神二柱、天神の命を以て問給ひし時に、大国主神此国を皇美麻命に献りて速に避奉りしこと、其大国主神は荒振国津神を随ひて、怪く健き御稜威のいみじき神にていと可畏神なり。二柱神は殊に諸神に勝れて健く比ひなき御威徳の神なれとも、大国主神二神を畏みて降奉りしにはあらず。速に避奉りし故は、天理の背きがたきを畏みてなるべしと思はる。則天神の御命ぞ天理には有ける。人道を明らかになすべきとは、人の道は是れ神の道なり。故に神道は即人道なり。君臣父子夫婦兄弟朋友の交、則

人道の明倫、君臣の義を以て第一とす。天照大御神詔たまはく、豊葦原の中つ国は吾が御子の継々皇と坐べき国なりと、言依し賜ひしまゝに、君臣の分無窮に定る。唯天下は皇上一人にして、余は貴賤億兆悉皆臣下なり。君は仁慈を以て臣民を愛撫し、臣民は一つ心に礼敬して奉仕するを基とす。至忠至誠の道、天地と共に備りて変革なし。至誠の道を以て父子夫婦兄弟朋友の交り自然に立、是れ神教の随一にして、則ち天理人道なり。斯て人事の掌業また是より出つ。今世神事に預る人この理を知らず。神の御前に幣帛を奉り、祝詞誦を基職掌と思ひて是を神道と心得るは誤にて、こは敬神の行ひなり。また明倫の道は漢土の聖教より出て、吾が上古には五倫の教立ざるなり□誤る者、多なるは甚じきひが心得なり。上臣は皇上に奉仕して下を治め、下民は農工商の業、各其營を尽し、実情を基とすること臣民一致して、勤王の道を勞するの至なり。こゝに於て神道は則人道なり。人皆是を明かにして、謹て怠ることなかれ。

皇上ヲ奉戴シ朝旨を遵守セシムヘキ事

皇国は四海の宗国にして、天皇は外異諸蕃大一統の大王、一天無二唯一人の天子、万世無窮人倫の上に現出し、天下を治め、億兆の国民を愛撫し給ひるの大君に座坐、群臣上下赤心を以て天地と共に奉仕す。故に現人神と稱し奉るなり。凡そ普天の下王土に非ずと云こと無く、率土の濱王民に非すと云こと無し。天地に孕める万物国土、山海人倫、悉皆天皇の物なり。人民共に篤と此理を奉戴し奉るべき事なり。如此至忠至誠の大義自然に定り、永世不変の大皇統実に神明の擁護著明なることなり。然れとも御々世々のうちには、逆賊も是彼出て宸襟を悩まし奉るも有れと、冥罰嚴然として神誅を蒙り、古今の間誰か其逆を貫くものなし。中昔北条足利両氏の賊臣大逆を犯と雖も、天誠の臣を降し、大塔の宮を始め尹大納言師賢中納言藤房等、殊には楠正成、新田義貞、赤松則村、名和長年、其外英雄の忠傑出て朝廷を補佐し、朝敵を追討し、身命を天皇に献りて奉仕したる忠臣拏て数ひ難し。其うちにも楠公の如きは天地に卓越たる忠烈至誠大義の人にて、後世並び出る人無し。偕朝政六百年武臣のもの

と成り、此の間の御々世々、その御有体阿奈可畏、畏しとも申奉るべきさまなきを、天皇隆盛の御明德御循環の時いたり、至忠至誠の賢臣宇宙に顕現し、皇政復古し奉り、国中の忠士出て父母妻子に放れ、身命を顧ず、歛て皆官軍に列し、諸所の賊徒を誅討し、竟に奥賊を討て國中を平治し、宸襟を安め奉し其勲功泰山の如し。また討

此はこゝろなき童蒙を導き侍らむたときに物せしなるを、高きみわたりにもうかがひ上しなり。

明治六年癸酉五月

東将胤花押

死せし人々には勅して招魂社を建、其靈魂を万世に祠り、広く厚く勲績を称し給ひしは、現来世々の冥加其尊き御事これにしくべからず。孰も雄々しく、異に健き真心古今に比類なき忠烈義勇と云べし。天皇に奉仕し軍陣に出向ひし上は、進むとも退かず、身命を天朝に奉りて死を厭はざるの赤心称するに余りあり。実に万世の龜鑑なり。然れば億兆の庶人農工商に至るまで、人事の心得はかくの如し。朝恩の重大なるを奉戴し、国中の人民悉く英士の心を持って、ひたすら其心を天朝に尽し、義に依ては身命を顧ず、謹て以て王道を忘るべからず。朝旨を遵守せしむべき事とは、上より仰出さるゝ御布告の御趣意を得と拝承し、心にしめて違ひ奉らぬ心、専要なりかし。阿奈可畏。

御教則

第一条

敬神愛国の旨を体すべき事

第二条

天理人道を明かにすべき事

第三条

皇上を奉戴し朝旨を遵守せしむべき事

右三条ノ御教則ハ教導職ヲシテ人民ヲ教諭セシムルノ御法則ニテ、神官僧侶其他各派ノ学風ニテ其所説ハ各々異ナルコト有ト雖トモ、其所帰ハ此ノ御法則ニ戻ラヌ様ニトテ御定ノ掟ナレハ、教職ハサラナリ。士農工商其子弟ヲ教諭スル、各々其業ノ異ナルニ因リ、左説右弁同シカラスト雖トモ、此三則ヲ旨トシ、其所向ヲ定シムルトキハ、又教導ノ法ヲ得ルト謂ベシ。

童蒙教則往来

敬神とは神祇を崇敬するをいふなり。吾大御国は天

御中主神主宰し給ひ、産霊神結成し給ひ、伊弉諾伊弉册神造固め給ひ、天照大御神統を万世に垂れ、教を無窮に伝へ給ひ、八百万神等跡を垂れ、永く幸ひ給ふ国なるを以て国を神国と称し、道を神道とはいふなり。是故に神武天皇以来百二十一代、二千五百三十三年の今日に至るまで、天日嗣連綿として易らせ給ふ事なし。然して神祇を崇敬し祭祀を専にするを以て政事の大本とし給へり。是を祭政一致といふ。臣民また神孫にあらざるはなし。其身こは更なり。衣食住其他万物神祇の賦与し給へるに非ざる者はなし。是を以て神国に生れたらむものは上となく下となく、神祇を崇敬せずはあるべからざるなり。然るに中古以往種々の道世に行はる、に心引れて、動もすれば蕃神を尊み、国神を蔑視し奉る者あり。尤悲むべきなり。故に御教則の第一条に敬神の目を立て神祇の尊くして敬せずば有べからざる由縁を知らしめ給ふなり。愛国とは国を愛重するをいふ。抑吾大御国は神の造り給ひし国なるをもて、万国に勝れて地気厚く、又北緯三十余度より四十余度の間に位するを以て四時の氣候中正なり。地気厚く氣候中正なるが故

に、五穀万国に勝れてよく成熟し、味また甘美なり。加之万物悉く備足して辨る事なし。是を以て上古より豊葦原の瑞穂の国とも、細戈千足の国とも心安の国とも称し来れり。斯る美国に衣食住して今日を安穩に暮すも、皆是国恩の厚き故なれば、常に国を愛重して、其恩を報いむ事を思ふべし。よく此旨を体認して忘る、事無きぞ、人心の本には有ける。

天理とは天道の定理をいひ、人道とは人の行ふべき道といふなり。天は日輪をもて主とす。日輪の東より出て西へ入るは人の目視する所にして、其実は日輪を主として大地これに従ひて旋轉するなり。昼夜寒暑もこれにより。是則天の定理なり。人道とは天の定理に随ひて、君としては日輪の国土を照臨し給ふごとく、天下を政治し、万民を撫育し、善惡邪正を糺し給ひ、臣としては大地の日輪に従ひて旋轉する如く、君に仕奉りて身命を惜まず忠を尽し、親としては子を慈み、子としては親に順ひ孝を尽すをいふなり。これ自然の道理なれば、能この道理を推広めて婦は夫に従ひ、弟は兄に事へ、幼きは長を敬ひ、親族相和し、朋友親睦し、総て質素節儉を要と

し、奢侈遊興を禁め、家業を励み、家産を保ち、家事を修め、父母妻子を安みし、常に身を謙りて人に驕らず、人の富を羨まず、人の貧を悔らず。眞実を専とし、名利を求むべからず。若然らずして放蕩懶惰にして其身を慎まず、奸佞邪智にして他を欺き物を貪る等の所行あるに於ては、固より天理人道に背くものにして禍必其身に及び、身を亡し家を失はむこと踵を回らすべからず。恐れ慎むべし。

皇上とは即天皇の御事にて、天下に君臨して国土を所知食たまへは、其国に住らむ者としては其御恩徳を辱みて己々が頭に戴き奉りて片時も忘るまじきなり。

朝旨は即天朝の御旨趣にて時々御布告を申すなり。下たるものは時々御布告面を堅く遵守りて少かも背き奉る事なかるべきなり。然るを己が身の分限を知らず、御布告の深旨をも辨へず、軽々しく朝旨を誹議し、或は御布告の御旨趣を奉せず、或は頑固にして旧弊を脱せず、或は偏僻にして開化に意なく、或は愚人を煽惑して紛擾を醸し、或は奸謀を回らして他を掠め、己を利する等は尤人として有べからずと知べし。

右此三条の御教則は天下上下人たる者の大綱目なり。よく此旨を明かにし、堅く守りて身に行ふときは朝廷何ぞ憐み給はざらむ。神明豈愛し給はざらむ。然ありてこそ身を立、家を起し、子孫の繁栄をも待べけれ。

童蒙教則往来 終

五湖鈴木礼著

官許